私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第三号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条の五第二項第二号、第五条第一項第二号、第六条第一項第二号、第七条第一項第二号、第九条第一項第一号、第十一条第一項第二号、第十二条第一項第二号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第十六条第一項第二号中「加入者番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第十七条の二第四項中「住民票コード」の下に「又は個人番号」を加える。

第十七条の五第二項第一号イ中「市町村長」の下に「その他相当な機関」を加える。

第三十三条第一項第三号及び第三十三条の六第一項第二号中「加入者番号」の下に「又は個人番号」を加える。

様式第一号中

基礎年金番号 （基礎年金番号の無い者は、2.を○で囲み、理由を記入してください）										
1.有					—					
2.無	理由									

を

基礎年金番号 （基礎年金番号の無い者は、2.を○で囲み、理由を記入してください）										
1.有					—					
2.無	理由									

に改める。

様式第八号中

フリガナ																				
漢字																				

を

フリガナ																				
漢字																				

マイナンバー																
1.有 2.無																

に

世帯別	郵便番号（　　—　　）
1.同一住所 2.別住所	

を

世帯別	郵便番号（　　—　　）
1.同一住所 2.別住所	

マイナンバー																				
1.有 2.無																				

に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八十四号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び第九十八条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

本則中「磁気ディスク」を「光ディスク」に改める。

第八十八条の十第一項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第八十九条の三において同じ。）」を削る。